

条 例

埼玉県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十七号

埼玉県景観条例の一部を改正する条例

埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。